

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	34
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町農業集落排水処理事業特別会計予算の歳入歳出予算総額を 1 億 3,514 万円とするものである。</p> <p>対前年比 4,151 千円増 (3.17%)</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	35
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町公共下水道事業特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町公共下水道事業特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町公共下水道事業特別会計予算を歳入歳出総額で 2 億 1,091 万 8 千円とするものである。</p> <p>対前年比 23,509 千円増（12.54%）</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	36
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町介護保険特別会計予算		
要 旨	<p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町介護保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町介護保険特別会計予算の歳入歳出予算総額を 10 億 1,476 万 4 千円とするものである。</p> <p>対前年比 21,810 千円減（△2.10%）</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	37
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町後期高齢者医療特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町後期高齢者医療特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出予算総額を 1 億 1,120 万 4 千円とするものである。</p> <p>対前年比 4,191 千円増 (3.92%)</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	38
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町上水道事業会計予算		
要 旨	<p><b>【具体的な内容】</b>          地方公営企業法に基づき、令和 2 年度埴町上水道事業予算を議会に提出し、議決を求めるもの。          本予算は、          収益的収入の予定額を 2 億 6,216 万 6 千円          収益的支出の予定額を 2 億 5,492 万 3 千円          資本的収入の予定額を 230 万円          資本的支出の予定額を 9,211 万 9 千円とするものである。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	4
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町地域活性化施設設置条例の制定について		
要 旨	<p><b>【制定理由】</b> 旧矢塚分校は平成 24 年 3 月に閉校後、地域の交流の場として利用していただいていたが、今後さらに住民相互の交流及び活力あるまちづくりの推進を図るため、地方自治法第 244 条第 1 項の規定に基づき、設置条例を制定したい。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 施設名は、矢塚地域活性化施設とする。 施設の位置は、埜町大字那倉字滝ノ入国有林 94 口林小班 交流及びまちづくりの推進等に使用していただくために、使用料を定める。</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日から施行します。</p>		
担当課	まち振興課（地域づくり係）		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	5
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町埴工業高等学校奨学資金貸与基金条例の制定について		
要 旨	<p><b>【制定理由】</b>          福島県立埴工業高等学校への進学者の確保と卒業生の地元への定着を図るため奨学資金を貸与するため、基金を創設するもの。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          埴町埴工業高等学校奨学資金貸与条例に対応する基金を創設する。</p> <p>①積立          基金として積み立てる額は、一般会計予算からの繰入金、寄附金その他の収入金及び、基金運用から生ずる収益金の合計額とし、毎会計年度の一般会計の歳入歳出予算の定めるところによる。</p> <p>②管理          基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p><b>【施行期日】</b>          令和 2 年 4 月 1 日</p>		
担当課	学校教育課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	6
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町埴工業高等学校奨学資金貸与条例の制定について		
要 旨	<p><b>【制定理由】</b>          福島県立埴工業高等学校へ進学する生徒に対し奨学資金を貸与することにより、高校へ進学する生徒の確保を図るとともに、卒業生の地元への定着を図ることを目的に、埴町埴工業高等学校奨学資金貸与条例を制定する。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          埴町埴工業高等学校奨学資金貸与条例を制定する。</p> <p>①貸与額 月額 30,000 円、1 学年あたり 20 人を限度とする。</p> <p>②返 還 奨学資金は無利子。高校卒業後 6 ヶ月経過後 10 年以内に月賦にて返還。</p> <p>③返還の猶予          (1) 高校卒業後、埴町に住所を有し現に居住し、町内の企業等に就業している者。          (2) 高校卒業後、大学等に進学している者。          (3) 正当な事由により返済が困難であると認められる者。</p> <p>④返還の免除          (1) 高校卒業時より引き続いて埴町に住所を有し現に居住し、他の市町村の企業等に勤務していて、3 年間奨学金の返還に遅滞が無く町税等の未納がない者。          (2) 大学卒業後埴町に住所を有し現に居住し、埴町若しくは近隣の市町村の企業等に勤務していて、3 年間奨学金の返還に遅滞が無く町税等の未納がない者。          (3) 高校在学中又は卒業後において、重篤な疾病や重大な怪我により労働能力に著しい損傷を受け、あるいは死亡したとき。</p> <p><b>【施行期日】</b>          令和 2 年 4 月 1 日</p>		
担当課	学校教育課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	7
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町放課後児童健全育成事業施設設置条例の制定について		
要 旨	<p><b>【制定理由】</b> 令和 2 年 4 月 1 日に閉園する埜幼稚園の施設を、放課後児童健全育成事業に用いるため、条例により「埜町放課後児童健全育成事業施設」として位置付けるもの。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 埜幼稚園の施設を、令和 2 年 4 月 1 日以後、「埜町放課後児童健全育成事業施設」として以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 名称：埜町放課後児童健全育成事業施設</li><li>・ 位置：埜町大字台宿字下川原 49 番地</li></ul> <p><b>【施行期日】</b> 令和 2 年 4 月 1 日</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	8
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町放課後子どもプラン運営委員会設置条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（令和 2 年 4 月 1 日施行）により、放課後子どもプラン運営委員会委員は、新地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号に該当する特別職非常勤職員として任用すべき職とされる。</p> <p>任用根拠の明確化及び自治法第 138 条の 4 第 3 項により、条例に定めるのが適当であることから、現設置要綱を廃止し条例を制定する。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 埜町放課後子どもプラン運営協議会設置要綱を条例化する。 委員会設置内容に変更なし。</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和 2 年 4 月 1 日から施行します。</p>		
担当課	公民館		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	9
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町健康づくり推進協議会設置条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】 委員を地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の特別職非常勤職員とするため、条例を制定する。</p> <p>【具体的な内容】 委員を地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の特別職非常勤職員と明確化するため。</p> <p>【施行期日】 令和 2 年 4 月 1 日</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	10
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町高齢者等共同住宅設置条例の制定について		
要 旨	<p><b>【制定理由】</b>          高齢者が安心して住み続けることのできる町づくりの推進及び移住・定住の促進を図るため、埴町高齢者等共同住宅を設置する。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          (1) 高齢者(65歳以上の者をいう。以下同じ。)の冬の安心確保の場としての高齢者共同住宅事業          (2) 町民の交流の場としてのコミュニティ増進施設事業          (3) 埴町での生活体験の場としての滞在型住宅事業</p> <p>使用料          ・1日 500円    ・1泊2日 1,500円    ・1月(12月～3月)12,000円</p> <p><b>【施行期日】</b>          公布の日から施行する。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	11
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町課設置条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          まち振興課及びまち整備課における農林業部門について、担当する新たな課を設置し、農林業部門の更なる効率的な業務運営を目指す。併せて地域振興商工観光分野についても業務を集約し効率的な業務運営を目指すための改正である。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          「農林推進課」の新設（第1条関係）          新設に伴う課の分掌事務の整備（第2条関係）          ※農林推進課は農林業全般の分掌事務とし、まち振興課については地域創生、商工観光部門、広報広聴部門を集約。併せて総務課、まち整備課から該当の分掌事務を削除。</p> <p><b>【施行期日】</b>          令和2年4月1日</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	12
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>  過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴う改正。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>  過疎地域における企業立地の促進を図るため、地域内に置いて新たに進出した企業等が、一定要件を満たす固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得した場合、条例により固定資産税の課税免除を適用しているが、新設又は増設された施設等の取得の際に係る固定資産税の課税免除の期間を令和 3 年 3 月 31 日まで延長。</p> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用。</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	13
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町放課後児童健全育成事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【制定理由】</b>  埜町放課後児童健全育成事業分担金について、口座振替にて納入することができるようにすることに伴い、分担金の納付期限について改正するもの。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>  ① 納付期限を、各休業日が終了する日までとしていたものを、各休業日が終了する日の属する月の25日までと改める。</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和2年4月1日</p>		
担当課	学校教育課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	14
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 平成 30 年度の固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の動向等を踏まえ、道路法施行令別表に定める占用料の額を見直したことにより、占用料の改定を行う。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 占用料の改定</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和 2 年 4 月 1 日から施行します。</p>		
担当課	まち整備課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	15
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>  町営若宮住宅の1棟5戸の廃止、町営南原住宅の管理戸数の減、及び町営那倉住宅の廃止に伴い、若宮住宅及び南原住宅の管理戸数の改正並びに那倉住宅の項目を削除する。併せて、住所標記の修正を行う。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>  町営若宮住宅の管理戸数を40戸から35戸に改正  町営南原住宅の管理戸数を12戸から11戸に改正  町営那倉住宅の管理戸数4戸を削除  合計管理戸数を200戸から190戸に改正  住所標記の修正</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和2年4月1日から施行します。</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	16
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町下水道条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布され成年被後見人等の欠格条項がある本条例の改正を実施したが、条例の一部に各条項の条ずれが生じているためそれを是正するため。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 先の改正により条ずれが出来ている第8条第4号ホ及び第12条第2項第2号、第14条第3項の参照先条項を改正するもの</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日から</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	17
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町上水道事業給水条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          民法の一部を改正する法律の施行に伴い、消滅時効制度の見直しがされ、職業別の短期消滅時効が廃止されるとともに、5年の消滅時効期間が新設され時効期間の統一化が図られたことにより、水道料金債権の放棄に係る時効期間について条例の改正を行う。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          水道料金債権に適用されていた民法第173条による2年の短期消滅時効制度が廃止されることにより、消滅時効の期間が5年となることから、料金債権の放棄に係る消滅時効期間について条例の一部を改正する。</p> <p><b>【施行期日】</b>          令和2年4月1日          (経過措置)          この条例の改正法の施行日前に締結した給水契約に基づき発生した料金債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	18
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例整備に関する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 改正地方公務員法施行に伴い、会計年度任用職員に係る運用に合わせた所要の改正を行う。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>第 1 条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ※除く規定にフルタイム会計年度任用職員の規定の追加</p> <p>第 2 条 埴町職員の定年等に関する条例 ※年齢制限をしない任用をするため、ただし書規定の削除</p> <p>第 3 条 埴町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 ※減給の効果に会計年度任用職員を追加</p> <p>第 4 条 埴町職員の服務の宣誓に関する条例 ※服務の宣誓に会計年度任用職員を追加</p> <p>第 5 条 埴町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ※地公法の条項が改正になったための整備</p> <p>第 6 条 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ※地公法に規定する非常勤職員の厳格化に伴う報酬項目の削除</p> <p>第 7 条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関するする条例 ※非常勤職員の給与規定に会計年度任用職員に関する項目を追加</p> <p>第 8 条 埴町公民館条例 ※会計年度任用職員に該当する項目となる役職の削除</p> <p>第 9 条 埴町立図書館条例 ※会計年度任用職員に該当する項目となる役職の削除</p> <p>第 10 条 語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例 ※該当となる指導員が無いため廃止とする。(現在委託中)</p> <p>第 11 条 埴町交通教育専門員設置条例 ※該当となる専門員について、地公法第 3 条の特別職とならないため、条例を廃止し私人へ移行する。(要綱を新規制定)</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和 2 年 4 月 1 日</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	19
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町辺地総合整備計画の変更及び策定について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b></p> <p>令和 2 年度以降に実施する予定事業で湯岐辺地に係る事業「町道羽原谷地宝坂線舗装補修事業」、「町道干泥払川線改良事業」及び「町道湯遊ランド線改良事業」を追加し、辺地対策事業債の対象事業とする。</p> <p>那倉辺地に係る事業「町道呼石鳩ノ宮線舗装改良事業」を追加し、辺地対策事業債の対象とする。</p> <p>今年度計画が終了する片貝辺地について新たに計画を策定し「町道落合殿畑線補修事業」、「町道木戸場石堀子線改良事業」及び「町道長久木線補修事業」を辺地対策事業債の対象とする。</p> <p>以上、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、湯岐辺地、那倉辺地の総合整備計画の変更及び片貝辺地に係る総合整備計画を新規策定する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	20
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町過疎地域自立促進計画の変更について		
要 旨	<p><b>【提案理由】</b></p> <p>令和2年度以降に実施する予定の事業を過疎対策事業債の対象事業とするため、埜町過疎地域自立促進計画を変更する。</p> <p>埜町過疎地域自立促進計画を変更し、令和2年度以降に実施する予定である町道、橋りょう、林道及び給水施設の各事業を追加し過疎対策事業債の対象とする。また、機構改革に伴い、行政組織についても変更する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	21
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町体育施設及び埜町山村広場施設の指定管理者の指定		
要 旨	<p><b>【提案理由】</b>  埜町体育施設及び埜町山村広場の管理に係る指定管理期間の満了に伴い新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めたい。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称</li> <li>2 指定管理者となる団体の名称</li> <li>3 指定管理の期間</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  令和2年4月1日</p>		
担当課	生涯学習課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	22
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町農林水産物直売・食材供給施設指定管理者の指定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 埜町農林水産物直売・食材供給施設に係る指定管理期間の満了に伴い新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めたい。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称</li><li>2 指定管理者となる団体の名称</li><li>3 指定管理の期間</li></ol> <p><b>【施行期日】</b> 令和 2 年 4 月 1 日</p>		
担当課	まち振興課（農林振興係）		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	23
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町道の路線の認定について		
要 旨	<p><b>【提案理由】</b> 国道 118 号と一級町道上石井台宿線に接続道路で上石井地区住民等の利用で公共的な性格を有する道路を町道として管理するため道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 埴町大字上石井字屋敷前地内 国道 118 号を起点、その他の町道埴若宮線を終点とする道路 L=803.9m W=4.6m~11.3m</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日から施行します。</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	24
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	大字及び字の区域の変更について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 地籍調査に伴い「大字及び字の区域の変更」が生じた為。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 地籍調査事業「川上 7・8 地区」において、 (1) 河川の中が、字界になっている場合に一方の字に区域を変更 (2) 字界になっている土地が、利用上一体として利用されていて、 境界が確認できない場合に、一方の字に区域を変更 (3) 飛地になっている土地を隣接する字に区域を変更 するため、議会の議決を求めるもの。</p> <p><b>【施行期日】</b> 国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定による 成果の認証の日から施行するものとする。</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	25
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町一般会計補正予算 (第 9 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町一般会計補正予算 (第 9 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、地方交付税・国庫支出金・県支出金・財産収入・繰入金・諸収入などを、歳出で、総務費・民生費・衛生費・土木費・教育費・災害復旧費などを、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	26
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)		
要 旨	<p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では国民健康保険税、県支出金、繰入金、諸収入を、歳出では総務費、保険給付費、保険事業費を、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	27
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町農業集落排水処理事業会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で繰入金を、歳出で総務費を、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	28
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)		
要 旨	<p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で分担金及び負担金、繰入金、国庫支出金、町債を、歳出で総務費、事業費を、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	29
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では主に、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金を、歳出では総務費、保険給付費、基金積立金、地域支援事業費を補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	30
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金を、歳出で、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金を、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	31
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町上水道事業会計補正予算 (第2号)		
要 旨	【具体的な内容】 令和元年度埴町上水道事業会計予算の ・第3条の収益的収入及び支出の予定額について 補正するものである。		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	32
提出時期	令和2年3月（定例会）・臨時会		
案件名	令和2年度埴町一般会計予算		
要 旨	<p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度埴町一般会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、一般会計予算、歳入歳出予算の総額を62億7,687万円とするものである。</p> <p>対前年比139,068千円増（2.27%）</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	33
提出時期	令和 2 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町国民健康保険特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町国民健康保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町国民健康保険特別会計予算の総額を 9 億 8,168 万 7 千円と定めるものである。</p> <p>対前年比 64,198 千円減（△6.14%）</p>		
担当課	総務課		